

「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」(第6回会合)

議事要旨

令和6年3月15日金曜日10時00分～11時55分

場所:オンライン形式 (Microsoft Teams)

1. 開会挨拶

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 第6回ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議を開催する。
- ・ まず初めに、本年1月に総合外交政策局の参事官が交代したため、御挨拶する。

(松尾 裕敬 外務省総合外交政策局 参事官)

- ・ 本年1月に着任して以降、「ビジネスと人権」に関する世間の関心の高さを非常に感じている。特に上川外務大臣も、「ビジネスと人権」について非常に大きな関心を持って取り組んでいるところである。
- ・ 昨年4月の第5回円卓会議及び7月の第4回作業部会で諮問させていただいたことに基づき、作業部会の皆様が約半年にわたって、議論を重ねてこられた結果が、「「ビジネスと人権」に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書(以下、報告書)」の形で取りまとめられたと承知している。本日はまず、報告書取りまとめを担っていただいた菅原大阪経済法科大学教授に、報告書の内容について御説明いただき、改めて円卓会議構成員の皆様からコメントをいただきたい。
- ・ その上で、報告書が、現行の行動計画第4章の規定に従って開催される関係府省庁連絡会議における3年目意見交換の参考となる報告書として取りまとめられることを期待している。

2. 議事

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 議題1として、昨年の外務省からの諮問に基づいて、作業部会構成員の皆様にて取りまとめられた報告書について菅原先生から御説明いただきたい。
- ・ その後、円卓会議構成員の皆様から御意見を頂きたい。関係府省庁からももし意見があれば、この場で頂きたいと思っている。
- ・ 議題2として、今年の作業計画について簡単に紹介する。

議題 1. 行動計画 3 年目意見交換に関するステークホルダーによる報告（ステークホルダー）

（菅原 絵美 大阪経済法科大学教授）

菅原様より「(資料 3-1)「ビジネスと人権」に関する行動計画の 3 年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書 (概要)」、 「(資料 3-2)「ビジネスと人権」に関する行動計画の 3 年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書」に基づいて、ステークホルダー報告書の概要、特に報告書「第 2 章 3. 個別施策テーマに関するレビュー」で記載されている政府への 23 の提案について、報告していただいた。

（松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官）

- ・ 円卓会議の構成員の皆様から、御意見、御質問、コメント等あればお願いしたい。

（若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事）

- ・ 菅原先生におかれては、膨大な作業をとりまとめていただき、感謝申し上げます。政府には、出来る限り報告書に基づいて取り組んでいただきたい。
- ・ 今後、政府に要請することを、事前にステークホルダー懇談会もあったので、ステークホルダー間で 5 点整理したため、申し上げます。
- ・ 1 点目、報告書に記載している具体的な提案、NAP への示唆、そして本日の円卓会議における意見に基づいて関係府省庁連絡会議で検討した結果を、文書で 2、3 か月以内を目安に回答していただきたい。
- ・ 2 点目、行動計画改定に向けたタイムラインを具体的に示していただきたい。
- ・ 3 点目、行動計画の進捗状況を測定するインパクト指標について、報告書の NAP への示唆でも要請しているが、集中的に議論する作業部会を早期に開催していただきたい。昨年 4 月の円卓会議でも意見が出たが、具体的な議論がなされていない。
- ・ 4 点目、円卓会議と作業部会の役割を明確にし、円卓会議で効果的に意見交換を実施する前提として、ステークホルダーと関係府省庁が共同で作業や意見交換を実施する作業部会を開催していただきたい。
- ・ 5 点目、行動計画改定に向けて、円卓会議・作業部会のみならず、重要な論点については、ステークホルダー当事者団体から意見を聴取する、タウンミーティングのような場の開催を検討いただきたい。
- ・ 以上 5 点は、ステークホルダーとして事前に会合をもってまとめた意見である。
- ・ その上で、BHRC を代表して一言、意見を申し上げたい。行動計画の進捗のモニタリングや評価を具体的にどのようにしていくのかが、昨年 4 月の円卓会議で

最も主張したい意見だったと思う。ただ、その後、具体的な指標作りやモニタリングの方法・進捗の測り方についての議論はほとんどなかった。昨年4月の円卓会議にてモニタリングや評価指標に関して意見を出して以来、1年ぶりの開催であり、報告書の位置付けを理解するのは非常に難しいのではないかと。

- ・ 作業部会で、具体的な指標づくり、インパクト評価も含めてどのようにしていくのかについて、今からでも議論していただきたいと思っている。

(荒井 勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム (JSIF) 会長 Hermes EOS 上級顧問)

- ・ 今回、菅原先生をはじめとして作業部会の皆様に報告書をまとめていただいたことで、今後の議論の進め方が明確になってきたと感じている。報告書をいかに生かして具体的な議論に進めていくかが1つの課題だと思うため、ぜひその点の議論を進めていただきたい。
- ・ 若林様からご説明いただいた5つの要望は具体的な意見であるため、ぜひご検討いただきたい。
- ・ 投資家の意見として、別紙の個別意見の6ページにまとめている。いくつか強調したい点があるため申し上げる。
- ・ 一つは、ILOの中核的労働基準に関して日本は批准していない条約がまだまだあることで、「ビジネスと人権」に関する取組を進めている先進企業としては、日本企業や社会全体が「ビジネスと人権」に取り組んでいない印象を海外から持たれて非常に残念だと感じている。そのため、難しい問題もあるかもしれないが、ぜひ批准に向けて検討を続けていただきたい。
- ・ 国内人権機関の設置が必要だと思う。第三者的な評価やモニタリング、調査、啓発教育、苦情の受け付けなど、多くの課題に対して様々な機能を果たすのが国内人権機関と理解している。また、各官庁及びステークホルダーの横断的な窓口という面でも、国内人権機関を設ける必要があると考えている。多くの官庁の方々、ステークホルダーの方々が関わるため、専門的に検討していく必要がある。過去にも議論されたものの実現していないが、時代も大きく変わったため、再度検討いただきたい。
- ・ 最後に、企業による情報の開示が重要である。産業別のガイドラインの作成を官民が協力して、さらに進めていただきたい。各企業が人権問題について理解するのは中々難しいため、具体的に課題を示していく意味で重要だと考えている。自社にとっての重要な課題の特定、そして今後の課題として、サプライチェーン上の課題の特定と対応、またその開示が、まだほとんど出来ていない状況である。有価証券報告書やコーポレートガバナンスコードなどを用いて、政府によってある程度開示を要請していくことが重要だと考えている。

(安河内 賢弘 日本労働組合総連合会 副会長)

- ・ 報告書をまとめていただいたステークホルダーの皆様、とりわけその中心でまとめていただいた菅原先生に心から敬意を表したい。
- ・ 関係府省庁の皆様には、報告書を活用していただきたい。とりわけ23の提案に対する受けとめや取組の予定について、書面により、2、3か月を目安に具体的に示していただきたい。今後の取組の参考にさせていただくという回答のみでは、到底納得できない。この数か月間の努力が徒労に終わりかねない危機感をステークホルダー側は持っているということをご理解いただきたい。
- ・ 連合の意見として、1つ強調したいのは、行動計画の実施、モニタリング、改定の体制整備についてである。個別意見でも述べた通り、府省庁横断的な課題への対応に改善する余地があると考えており、改定に向けては「ビジネスと人権」の司令塔を明確に示していただく必要があると考えている。
- ・ 欧米諸国を中心とした人権デュー・ディリジェンスの義務化や国連「ビジネスと人権」の作業部会による訪日調査ステートメントなどに鑑みると、日本政府の「ビジネスと人権」に関する取組は周回遅れである。関係府省庁は、日本が世界から取り残されるという危機感を持って、行動計画改定に向けたタイムラインをより具体的に示していただき、それ以外の各課題についても積極的に取り組んでいただきたい。

(大村 恵実 日本弁護士連合会 元国際人権問題委員会委員長)

- ・ 菅原先生をはじめ、作業部会のステークホルダーの皆様には報告書の取りまとめをしていただき感謝申し上げます。また、お忙しいところ外務省をはじめ、関係府省庁の皆様には耳を傾けていただき御礼申し上げます。
- ・ 3点お伝えしたい。1つ目、国内人権機関の速やかな設置(提案18)について。指導原則の25の解説を踏まえると、国内人権機関が存在することで、事業レベルの苦情処理メカニズムがうまく機能することが明確だといえる。荒井様のご発言のように、投資家視点でも国内人権機関設置の必要性が指摘されていることを踏まえて進めていただきたい。
- ・ 2つ目、救済窓口に関するガイドライン(提案19)について。現在、日本企業では、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施までは、大企業においては取組が進んでいるが、救済窓口の整備運用について課題を抱えていると思う。国連人権高等弁務官事務所が国連人権理事会に対して2020年5月に提出した報告書の中で、指導原則31に規定される実効性に関する8つの要件の、具体的な指標について公表しており、各要件における具体的な要素が説明されている。これらを政府がガイドラインの内容として取り入れることは比較的容易にでき

と思うため、ぜひガイドラインを作っていただきたい。企業にとってもハードルが高くないガイドラインが出来ていくのではないかと思います。

- ・ 3つ目、賃金格差の開示について。企業の情報開示は、単に情報を透明化することだけではなく、開示によって人権の取組の実質的な進捗を促すという点が重要だと思う。男女賃金格差の開示が義務化された点を評価しているが、女性活躍推進法に基づく厚労省の開示の事例集がまだ十分ではないと考えており、今般、有価証券報告書の「従業員の状況」において男女間賃金格差の記載が求められるようになったことに伴い、金融庁においても男女賃金格差の開示の好事例をぜひ、共有していただきたい。実際に数社の有価証券報告書の男女賃金格差の開示を調査したところ、賃金格差を開示するだけではなく、その原因の説明や具体的な改善策を示している企業もある。有価証券報告書等での開示を進めていく中で、企業による格差の縮小に向けた自主的な取組が進んでいくと考えられるため、ぜひ各省庁において好事例集を拡充していただきたい。

(河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事)

- ・ 菅原先生の詳細なご報告に御礼申し上げます。報告書の内容に関連して、受けとめを3点お伝えしたい。まず、報告書作成にご尽力いただいた作業部会の皆様へ心から感謝と敬意を申し上げます。提言は、現在の取組状況に対して、的確な評価であると受け止めている。その上で、特に個別施策テーマとしてピックアップいただいた7項目を含む報告書の内容や、これまでの円卓会議における様々な意見に対して、関係府省庁連絡会議で真摯に検討・議論いただき、その結果を速やかに公表していただきたいと思う。
- ・ 2点目は、「ビジネスと人権」に対する意識の浸透は簡単な道のりではないという点である。金融審議会では「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループ」が設置され、3月公表予定の日本における具体的なサステナビリティ開示基準をもとに検討が始まるとされている。ISSB基準では今後、人的資本や人権も新たなテーマに加わるとされており、こうした判断基準が決まっていくことで、「ビジネスと人権」への取組が見える化され、社会の流れができていくのではないかと考えている。
- ・ 3点目は、「ビジネスと人権」に関する様々な施策と、生活者・消費者との距離感についてである。行動計画策定から3年経つが、日々の生活の場では、「ビジネスと人権」の施策の臨場感や切迫感を、なかなか感じられない。SDGsが社会全体に浸透しつつあることと比べると、私たちの生活や行動と「ビジネスと人権」という課題が親和性に乏しく、なかなか考えられない状況にある。「ビジネスと人権」に真剣に取り組む企業が、従業員を含むすべての利害関係者の人権尊重を通じて、社会全体の幸福に寄与することは明白だが、そのメッセージは生活者や

消費者のところには届いていない。消費者はみずからの消費行動で社会を変える力を持っていると自負しているが、現状では、持続可能な消費やエシカル消費に繋がるような、適切に適時の情報開示がされていないことが課題だと思っている。よって、「ビジネスと人権」への配慮が何を成し遂げるのかという社会全体へのメッセージを、わかりやすく、繰り返し発信していただき、社会全体の人権リテラシーの向上を図っていただきたいと思います。

(広浜 泰久 中小企業家同友会全国協議会 会長)

- ・ 3点お話をさせていただく。1点目、報告書ではやるべきことがほぼ網羅された印象を持っており、感謝している。
- ・ 2点目、中小企業にまつわる課題について、共通認識を持っていただくため申し上げる。報告書の本文の32ページに、「国内外のサプライチェーンにおける公正な取引の実現」という箇所がある。一般的に公正な取引としてイメージされるのは、中小企業と大企業の間かもしれないが、実は中小企業同士の方が取引としては非常に多く、また怪しい点がある。中小企業では「ビジネスと人権」を意識した取組は、現時点ではほとんど進んでいない状態である。「ビジネスと人権」に関して、中小企業においては、ライツホルダーとしての立場と同時に、ライツホルダーに影響を与える立場という両面があるため、「ビジネスと人権」について、さらに理解が進むようにする必要があると考える。
- ・ 3点目は、中小企業向けの手引きを作成するうえで、配慮していただきたいことについて。特に中小企業の場合は経営資源が限られているため、普段実施していること以外のことに取り組むのは難しい。ただ、普段取り組んでいることと、「ビジネスと人権」への取組は繋がっており、さらにどのようなことを課題として取り組む必要があるのか、普段の取組と連携させた形で取り組む、という方向性で手引きができるとう良いと考えている。

(濱本 正太郎 京都大学公共政策大学院 教授)

- ・ 報告書を作成してくださった菅原先生はじめ、関係の方々に御礼を申し上げます。大変詳細で、感銘を受けている。
- ・ まず一般論について2つ申し上げます。報告書についてぜひ政府側の対応を示していただきたい。特に提言について、賛成である場合には、どのような日程で、どのような作業をするのかについて、提案の内容に賛成できない場合は、なぜ賛成できないのかという理由について、はっきりと示していただきたい。若林様から指摘があった通り、円卓会議の役割について非常に懸念を抱いており、現状では、ステークホルダーの意見を聞いたというアリバイづくりに構成員が利用されている、もしくは構成員もそのアリバイづくりの片棒になっている状況である。本意

ではないし、制度としても望ましいものではないため、会議の場に出された意見に対して具体的な返答をお願い申し上げます。

- ・ その上で具体的なコメントをいくつか申し上げます。報告書の28ページにEPAや投資関係の条約についての言及がある。日本政府は、日本とEUのEPAにおける市民社会の対話のシステムがある程度有用だと評価していると理解をしている。もし本システムが機能しているのであれば、日本が締結している、他のEPA、あるいは他の投資関連の条約にも同じような制度を広げるべきである。直ちに実現できるものではないが、少なくとも相手国に対して似たような制度を作るべきだという働きかけをすることを強く望む。EPAについては現状、ビジネス環境整備委員会というものがあるが、基本的に企業の参加しか想定されておらず、透明性がない形で運用されている。そのため、類似のシステムの導入を検討することについての政府としての態度を表明していただければと思う。
- ・ この後のコメントも基本的にはすべて透明性がキーワードである。例えばILOの中核的労働基準関連の条約で、日本がまだ批准していないものがあることについて、また人権条約の個人通報制度に日本が参加していないことについて、なぜ参加していないのか、何が理由であり、課題なのかについて、幅広いステークホルダーを交えた場で議論し、その議論の内容を示していただきたい。ILOについては、厚生労働省のILO懇談会の議事録が公開されているが、例えば155号条約の未批准の理由について、政府の中でどのように検討されているのかが分からないため、ぜひ公表していただきたい。国内人権機関の設置やNCPについても同じことが言える。日本が現在実施していないことについて、なぜ実施していないのか、どのようなことが課題なのか等を説明する必要があると考えている。

(長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事)

- ・ 菅原先生には報告書をまとめいただき、ご尽力に感謝申し上げます。
- ・ その上で1点目、今回の提言は円卓会議を経て関係府省庁連絡会議に提出されると思うが、提出されて終わりではなく、関係府省庁連絡会議で検討の上、フィードバックをぜひお願いしたい。
- ・ また現在の行動計画の第4章には「行動計画策定後速やかに、関係府省庁とステークホルダーとの間の信頼関係に基づく継続的な対話を行うための仕組みを立ち上げる」と記載されているものの、そのような実質的かつ建設的な対話の仕組みがないため、立ち上げていただきたいと思う。
- ・ 報告書では経団連実施のアンケート結果を引用いただいております、1つ紹介する。34ページのグラフにある通り、国連の「指導原則」に基づいた取組を進めている企業は、2020年の前回調査と比較すると、2倍以上、40%ポイント増加しており、企業の自主的な取組が着実に進展していると考えている。他方、従業員規模

別では、中小企業では、まだ取組ができていないと回答した企業が多い結果となっており、政府は中小企業に対するキャパシティビルディングを進めるとともに、政府のガイドラインによって、企業の取組が実際にどの程度進んだのかについてもフォローアップを実施し、改善策を検討いただきたいと思う。

- ・ ステークホルダー報告書の政府への23の提案は、いずれもステークホルダーで合意した内容であり、次回の行動計画の改定においてぜひ検討いただきたい事項である。
- ・ 経団連として2点、個別意見を申し上げたい。まず提案5に関して、ジェンダー平等を巡る「ビジネスと人権」の課題の例として、選択的夫婦別姓制度に向けた法改正を提示していただいている。経団連ではDEIの推進は、企業のイノベーションの源泉であり、企業のレジリエンスを高めるためにも不可欠だと考え、ダイバーシティの推進に取り組んでいる。他方、企業のみでは解決できない社会制度の課題も多くあり、その一つが夫婦同姓制度だと思っている。選択的夫婦別姓制度は、ビジネスの現場で起こる不便さ・不利益の解消のみならず、多様な価値観や個人の人権の尊重にも繋がると考えるため、早期に制度の導入を進めてほしい。
- ・ 提案12について、経団連としては、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) で進められているグローバルベースラインとしてのサステナビリティ開示基準における、人材への投資や人権についての今後の議論と整合する形で企業の国際競争力、価値向上に繋がるよう進めていただきたいと考えている。

(田中 竜介 国際労働機関 (ILO) 駐日事務所 プログラム・オフィサー 渉外・労働基準専門官)

- ・ まずレポートをまとめてくださった菅原先生に御礼を申し上げたい。
- ・ ILOの立場としては、「ビジネスと人権」における重要な要素として、中核的労働基準をはじめとした国際的な基準に基づく労働者の権利尊重、ディーセントワークの促進がある。ディーセントワークを促進する具体策となる報告書であり、評価をしたい。
- ・ 提案9にて、国際機関の役割にも触れられている。現在、経済産業省、厚生労働省と、国際協力の文脈でILOが協力している事業がある。能力構築を含め、これを継続していく期待がステークホルダーから示されているため、省庁の方々とも協力をしながら国際協力の文脈で能力構築を進めていきたいと考えている。
- ・ 今後について、報告書で示された期待は非常に具体的かつテーマも多岐にわたり、行政官からすると少し難しいトピックに思われるかもしれない。他方で、対話の期待が示されていることも重要である。省庁側で報告書に対応されるにあたり、個別、及び仕組みを使った対話をまずスタートしていただければと思っており、報告書を使ったステークホルダーとの対話が次の行動計画成功の秘訣になるので

はないかと考える。

- ・ ILOとしては国際的な文脈も踏まえながら、政府及び企業、ステークホルダーに対して、今後も有益な情報を提供していきたい。特にキャパシティビルディングが足りないと感じる。政府、ステークホルダーの方々には個別で対応もしたいと思っており、それが将来のより良い行動計画に繋がるものと信じている。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ ステークホルダーの皆様からの御発言が一巡したが、追加や補足をされたい方はいらっしゃるか。
- ・ (ステークホルダーから関係府省庁の参加状況に関し質問があったことに対し) 本日、府省庁一つ一つの出席を照らし合わせて確認は出来ていないが、事前にいずれの省庁からも参加の返事をいただいているため、基本的に全て参加していると理解している。
- ・ 報告書の中身について、関係府省庁から御発言・御意見あるか。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 報告書は作業部会の名前で出ているが、厳密にはサブ作業部会である。構成上は作業部会には関係府省庁も参加するものであるため、これから関係府省庁に報告書について説明をし、合意を得るという理解でよいのか。あるいは作業部会そのものを開催するのか。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 報告書の位置付けに関して、基本的には、サブ作業部会で作業していただいたものを作業部会で既に承認していると理解している。本日この場には関係府省庁が入っており、また報告書は事前に共有をしているため関係府省庁の方々も目を通している。
- ・ 本日この円卓会議の場で、ステークホルダーの皆様、関係府省庁も含め、報告書を円卓会議の報告書とすることについて御異論がなければ、報告書を円卓会議の報告書として承認したいと思うが、御意見、御異論ある方はいらっしゃるか。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 報告書自体に関しては、議論を重ねた結果のため異論ないと思うが、報告書に対する政府側の対応へ期待を持ってステークホルダーは報告書を提出している。3か月以内に文書にて回答を示していただきたい、という点も要請の付随事項として捉えていただければ、合意していると個人的には思う。

(折居 直 経済産業省ビジネス・人権政策調整室 室長)

- ・ 本報告書は、省庁の意見を踏まえたものではなく、サブ作業部会の皆様で取りまとめられたという意味では、ステークホルダーの方々から出された意見という位置付けで承認する理解でよろしいか。つまり役所側の立場としての意見ではないという位置付けで承認することよろしいか、確認したい。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 実際に作業していただいたのは、関係府省庁を除くステークホルダーの皆様であり、関係府省庁の意見は報告書に含まれていない。関係府省庁の側が、ステークホルダーの皆様の総意としてまとめてくださったものを受け取るという形である。折居室長の御発言通り、報告書には関係府省庁のコメントは一切入っておらず、昨年外務省から諮問させていただいたことに対するお答えをいただいた形である。この場で採択されれば、関係府省庁連絡会議で議論の土台にさせていただきたいと考えている。

(折居 直 経済産業省ビジネス・人権政策調整室 室長)

- ・ 承知した。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ これをもって報告書については、円卓会議の報告書として了承することとし、今後、関係府省庁の側でステークホルダーの皆様の総意としてまとめてくださった部分を特に中心に議論していきたいと思っている。
- ・ 今後、行動計画の改定作業が始まっていく際の、議論の土台になると考えるうえ、将来、行動計画が改定された際の優先分野を示していると思う。報告書の内容と本日あった御発言について、関係府省庁連絡会議で議論させていただきたいと思う。この間ステークホルダーの皆様には多大な時間と労力を割いていただき、また真摯な議論を展開されたこと伺っており、ステークホルダーの皆様の思いをしっかりと受けとめたいと思う。
- ・ 関係府省庁の側でも報告書作成の背景を理解の上、関係府省庁連絡会議での議論に御協力をお願いしたい。

議題 2. 令和6年の作業計画（外務省）

（松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官）

- ・ 令和6年の作業計画について御説明させていただく。本日、第6回円卓会議で、報告書を取りまとめていただいた。これを基に、4月8日の午前中を予定している、関係府省庁連絡会議（課長級）で、3年目意見交換を実施したいと思う。その際には報告書の取りまとめに尽力いただいた菅原先生に出席いただき、報告書の内容を、これまでの議論を背景も含めて説明いただいた上で、関係府省庁間で議論したいと思っている。特に御異論ないとお見受けするため、ステークホルダーの皆様を代表して、菅原先生に關係府省庁連絡會議に出席いただき、關係府省庁の方で議論したいと思う。
- ・ その後、日程は未定だが5月頃に、關係府省庁連絡會議（局長級）を開催する予定である。例年の通り、行動計画の3年目のレビューと關係府省庁連絡會議（課長級）で意見交換を実施した結果を、局長級にて意見交換をすることを予定している。
- ・ 行動計画の改定について、現行の行動計画の第4章の6の規定では、公表4年後を目処に行動計画の改定作業に着手することとなっている。ちょうど4月に入ると4年目となるため、行動計画の改定作業に着手することを關係府省庁の方で申し合わせ、それをもって改定作業に入っていくことを予定している。当面、令和6年の年末までを目安に新しい行動計画の骨子案に合意をすることを今年の作業目標にしたいと思っている。作業の具体的なあり方については、本日頂いた皆様の御意見等も踏まえて、建付けをよく考えたい。
- ・ 対話を望んでいるという御発言もあったが、ステークホルダーの皆様との接点をどのように設けるかについて、關係府省庁にて合意したものを、ステークホルダーの皆様に提示したいと思う。

（若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事）

- ・ 今年中に新しい行動計画の骨子案を作るということだが、現状の行動計画がどのように進み、どのような課題が今あるのか、5年目が終わるまでに今後何をするのかという分析なくして、骨子案は作成出来ないと思う。その点について、昨年4月の円卓會議に出席されたメンバーから意見が出ており、中谷首相補佐官（当時）が、行動計画の各取組の進捗をどのように測るか議論する、と発言されていた。また松井様の御発言と記憶しているが、行動計画の何が出来て、何が未達成なのか検討していく必要があるとおっしゃっており、その作業なくしては前に進まないと思う。なぜやらないのかについて、本日明らかにしていただき、進捗を図るメカニズムの方向性だけでも示していただけないか。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 御指摘の進捗の測り方については考えていきたいと思うが、現状、基本的には、我々は毎年レビューをしており、また3年目レビューも実施されるため、行動計画に関して出来たこと・出来ていないこと、あるいは今年3年目で何が進んだかについて、明らかにしてきている。また報告書にも、レビューの在り方や、これまでの日本政府の取組についての記載もあると承知しているので、それらも参考にした上で議論していきたいと考えている。

(若林 秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム 代表幹事)

- ・ 中谷首相補佐官(当時)は、昨年4月の円卓会議の最後のご挨拶で、今後進捗の測り方を検討していきたいとおっしゃり、これまで実施してきたものはレビューとは評価できない。あるべきレビューのやり方と現状の違いを認識していただき、その上で政府が最終的に決めることであり円卓会議に決定権がないことを前提に言えば、政府には真摯に対応していただきたい。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ レビューのあり方については、報告書の中での記載も踏まえて、今後、考えていきたい。
- ・ 報告書を元に行う関係府省庁の3年目意見交換の結果については、フィードバックをさせていただく。

3. 閉会挨拶

(松尾 裕敬 外務省総合外交政策局 参事官)

- ・ 本日は円卓会議構成員の皆様の総意により、「『ビジネスと人権』に関する行動計画の3年目レビューに関するステークホルダー報告書」が取りまとめられたことについて心から感謝申し上げます。約半年間にわたり、ステークホルダーの皆様が真摯な議論を重ねてこられたと承知している。皆様の御協力に心から敬意を表したい。また、ステークホルダーを代表して、報告書の起草作業に当たってくださった菅原先生、及びNAP推進事業事務局の櫻井様の御尽力にも心より感謝申し上げます。
- ・ 本日取りまとめられた報告書に盛り込まれた提言を踏まえ、今後、関係府省庁連絡会議で3年目意見交換を実施したいと思う。
- ・ また新年度からは、行動計画第4章6の規定に従い、行動計画の改定作業につ

いて議論を進めたいと思う。引き続きステークホルダーの皆様から、貴重なご意見をいただきながら進めて参りたい。関係府省庁及びステークホルダーの皆様の変わらぬご協力と御支援を、よろしくお願い申し上げます。

(松井 宏樹 外務省総合外交政策局人権人道課 企画官)

- ・ 以上をもって本日の円卓会議を終了する。皆様お忙しいところ御参加いただき、感謝申し上げます。

(了)